

## 計画策定にあたっての国指針（案）・県方針の主な変更点等

### (1) 国の基本指針（案）の主な見直し内容

<b>① 介護サービス基盤の計画的な整備</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービスの種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性</li> <li>・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> </ul>
<b>② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進</li> <li>・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤整備</li> <li>・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化</li> </ul>
<b>③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成の支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施</li> </ul>

### (2) 県方針の要点

<b>① 地域共生社会</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現に向けて、住民向けの勉強会やフォーラムの開催等、長期的展望で継続的に住民意識の醸成を図ること</li> <li>・地域包括支援センターの運営指針を提示・見直しするなど、市町と包括支援センターが一体的に運営ができるよう体制を整備すること</li> <li>・生活に困難を抱えた高齢者等の住まいの確保と生活の一体的な支援に努めること</li> <li>・高齢者の移動に関するニーズを把握し、住民主体の移動サービスの創出など、支援の充実を図ること</li> </ul>
<b>② 自立支援、介護予防・重度化防止</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の生活不活発病を防ぐため、災害時を想定した支援体制と通常時への移行段階の体制を検討すること</li> <li>・新たな生活様式に対応した I C T 等を効果的に活用した健康づくりや介護予防活動の取組を推進すること</li> </ul>
<b>③ 介護サービス</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備量の検討に当たっては、既存施設・事業所のあり方も含め検討すること</li> <li>・事務手続きの標準化やデジタル化を検討し、事業所の負担軽減を図ること</li> </ul>

#### ④ 在宅医療・介護連携

- ・住民が自分らしく予防期・生活期から晩年まで過ごし末期（まっご）を迎えられるように、在宅医療・在宅介護について、住民の理解を促進し、ACPの推進等に努めること

#### ⑤ 認知症施策

- ・長期的な計画の下、認知症やその疑いのある症状に不安を抱える人が、適切な場所に相談を行い支援につながるよう、住民への認知症の普及啓発を推進すること
- ・認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域となるため、認知症サポーターの活用、チームオレンジの設置促進、ピアサポート活動の推進、認知症カフェの取組支援等インフォーマルサービスの一層の充実を図ること
- ・若年性認知症については、本人、家族への相談支援等の体制づくりを推進すること

#### ⑥ 人材確保・育成・定着

- ・人材の育成においては、就労支援部局や障害者支援部局とも連携し、元気な高齢者、障害のある人、育児・介護中などで短時間勤務を希望する者などの多様な人材の活用に努めること

#### ⑦ 災害対策・感染症対策

- ・介護事業所等の事業継続計画（BCP）作成や見直しについて、研修や運営指導等の様々な機会に指導に努めること
- ・住民の生活支援や地域活動が継続的に実施できるよう支援に努めること